

国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項

令和7年6月5日 制定

改正 令和8年4月1日

(目的)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学におけるネーミングライツ事業に関する基本方針に基づき、本学の施設等の愛称を決定する権利を公募により本学以外のものに付与し、その対価を得る事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。

(2) 学部等 群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター、学則別表第1-3に規定する医学部附属病院並びに国立大学法人群馬大学組織規則第15条に規定する事務局（監査室を含む。）をいう。

(3) 学部長等 前号の学部等の長をいう。

(事業の基本原則)

第3 ネーミングライツ事業は、本学の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないように実施しなければならない。

2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、ネーミングライツ・パートナーが設定した愛称を積極的に使用する。

(ネーミングライツの付与期間)

第4 ネーミングライツを付与する期間は、原則として3年以上5年以下とする。

(募集)

第5 ネーミングライツ・パートナーの募集は、次に定めるところにより、原則として公募による。

(1) 募集については、本学の公式ウェブサイト等により広く行う。

(2) その他ネーミングライツ事業の募集に係わる必要な事項については、別に定める。なお、事業者等からの応募については、ネーミングライツ申込書（別紙第1号様式）により

応募することとする。

(ネーミングライツ審査委員会)

第6 ネーミングライツ事業を行う場合、ネーミングライツ・パートナーの選定、命名する愛称、ネーミングライツ料その他の審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務）
- (2) 理事（研究・企画）
- (3) 対象施設等を管理する学部長等
- (4) 次項で定める委員長が必要と認められた者

3 審査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となり、審査委員会の審査の内容及び結果について、学長に報告する。

(決定)

第7 学長は、審査委員会が決定した審査の内容及び結果に基づき、役員会の議を経て、ネーミングライツ・パートナーの採否を決定する。

2 学長は、第5の規定により応募した事業者等に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー決定通知書（別紙第2号様式）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（別紙第3号様式）により、通知する。

(協定)

第8 学長は、ネーミングライツ・パートナーの決定通知後、当該パートナーとの間にネーミングライツに関する協定を締結する。（別紙第6号様式）

2 学長は、必要があると認めるときは、事業者等と協議の上、協定期間を更新できる。

(費用負担)

第9 愛称の表示（サイン、案内看板等の設置及び変更）に係る必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。

2 協定期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。

(ネーミングライツ料の納入)

第10 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 学長は、前項ただし書きの場合においては、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

第11 ネーミングライツ・パートナーは、一度設定した愛称について、付与期間が終了するまでの間、変更することができない。ただし、学長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(協定の解除)

第12 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、協定の解除を申し出ることができる。この場合において、ネーミングライツ・パートナーは、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学とネーミングライツ・パートナーが協議の上、決定する。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により協定の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ協定解除申出書(別紙第4号様式)を、学長に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第13 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がなかったとき

(2) 第12の規定により、ネーミングライツ・パートナーから協定解除の申出があったとき

(3) ネーミングライツ・パートナーが、法令及び規則等に違反し、又はその恐れがあるとき

(4) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

(5) その他学長がネーミングライツの付与を取り消すことを必要と認めたとき

2 学長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書(別紙第5号様式)によりネーミングライツ・パートナーに通知する。

3 前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合、第10の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、原則として返還しない。前々項第5号の規定の場合は、ネーミングライツ料の全部又は一部を返還することができる。

(雑則)

第14 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

国立大学法人群馬大学長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ申込書

国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項第5第1項第2号の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおりネーミングライツに応募します。

施設等名		
愛称 (案)		
愛称の理由		
希望するネーミングライツ付与期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
その他希望事項		
希望するネーミングライツ料	円 (年額/税別)	
備 考		
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	()
	E-m a i l	@

(関係書類) ※添付を省略する書類がある場合は備考欄に根拠を記入すること。

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書)
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面
- (6) 本学との連携・貢献実績又は今後の具体的な連携・貢献提案がわかる書類

年 月 日

(事業者等名) 殿

国立大学法人群馬大学長

ネーミングライツ・パートナー決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ・パートナーについて、下記の内容で採用することを決定しましたので、国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項第7第2項の規定に基づき、通知します。

記

施設等名		
愛称		
ネーミングライツ付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
ネーミングライツ料	年額	円(税別)
	総額 (年間)	円(税別)

別紙第3号様式

年 月 日

(事業者等名) 殿

国立大学法人群馬大学長

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった下記ネーミングライツ・パートナーについて、誠に残念ではございますが、不採用となりましたので、国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項第7第2項の規定に基づき、通知します。

記

応募施設等

国立大学法人群馬大学長 殿

ネーミングライツ・パートナー

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ協定解除申出書

国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項第12第2項の規定に基づき、次のとおり協定解除を申し出ます。

施設等名		
愛 称		
ネーミングライツ付与期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
ネーミングライツ料	円 (年額/税別)	
協定解除の理由		
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	()
	E-m a i l	@

年 月 日

(事業者等名) 殿

国立大学法人群馬大学長

ネーミングライツ付与取消決定通知書

(対象施設名等) の愛称を決定するネーミングライツの付与について、次の理由により取り消しを決定しましたので、国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項第13第2項の規定に基づき、通知します。

なお、第13第3項の規定に基づき、既に納入されましたネーミングライツ料については返還しません。

取消年月日	年 月 日
取消理由	

ネーミングライツに関する協定書

国立大学法人群馬大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設等に乙が愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の定める国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項に基づき、甲が乙へ付与するネーミングライツに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（ネーミングライツの付与）

第2条 甲は、乙に対して、甲が所有する以下の施設等のネーミングライツを付与する。

対象施設等：〇〇〇〇〇〇〇

（愛称）

第3条 乙が命名する対象施設等の愛称（以下「愛称」という。）は以下のとおりとする。

愛称：「〇〇〇〇〇〇〇」

2 甲は、前項の愛称を積極的に使用する。

3 乙は、協定期間中、愛称を変更することはできない。ただし、甲が愛称の変更を特に必要と認めるときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定期間）

第4条 本協定の協定期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本協定期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本協定が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

（協定期間の更新）

第5条 乙は、本協定の更新を希望するときは、協定期間満了の3ヶ月前までに、その旨を甲に書面で通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受領したときは、乙との間で本協定の更新について協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合は、本協定は協定期間の満了日をもって終了する。

（ネーミングライツ料）

第6条 本協定に基づくネーミングライツ料は、年額〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲が発行する請求書により、甲が定める納入期限までに納付しなければならない。

3 乙が前項に規定する日までに第1項に規定する金額を納付しないときは、納入期限の翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該協定金に年3%の割合で計算した額を延滞金として甲に支払うものとする。

(サイン、案内看板等の設置)

第7条 乙は、甲と協議の上、対象施設等に愛称のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置することができる。

2 前項に定めるサイン等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に定めるサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

4 第1項に定めるサイン等の所有権は乙に帰属する。

5 本協定の協定期間の終了又は解除した場合は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

6 乙が前項の原状回復を行わない場合は、甲が原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(サイン、案内看板等の管理)

第8条 前条第1項に定めるサイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。また、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(特典の付与)

第9条 甲は、乙へのネーミングライツの付与期間中、乙に対し次の各号に掲げる特典を付与する。

(1) 甲は、甲が管理する公式ウェブサイト等を通じて愛称の普及と定着に努めることとし、この場合における費用については、甲が負担する。

(2) 乙は、対象施設等のネーミングライツを付与されていることの実態、その内容、愛称を、乙の管理する媒体（ウェブサイト、出版物等）で表示することができる。

(3) 前号までに定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲乙協議の上、甲が書面により許可した場合に限り、これを認めるものとする。

(知的財産権)

第10条 乙が、本協定の愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 乙は、愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

3 愛称に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（合理的な範囲の弁護士等の専門家の費用を含む。）を直ちに支払わなければならない。

（損害賠償）

第11条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本協定を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第12条 甲及び乙は、本協定の相手方につき、次の各号のいずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める協定期間中であっても、本協定を解除することができる。

- （1）本協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき
- （2）正当な理由なく、本協定に定める義務を履行しないとき
- （3）本協定に定める条項に違反したとき
- （4）乙が法令、甲の規則等に違反し、かつ、甲からの是正の勧告に速やかに従わないとき
- （5）乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- （6）乙が、ネーミングライツ事業への応募資格を満たさなくなったとき
- （7）乙の都合等により、ネーミングライツ事業の継続が困難となったことを理由として甲に協定解除を申し出たとき
- （8）その他甲がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき

2 乙が、前項第7号の規定により本協定を解除するときは、ネーミングライツ協定解除申出書により希望する協定解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

（ネーミングライツ料の返還）

第13条 甲は、前条の規定に基づき、本協定を解除したとき、乙が既に支払ったネーミングライツ料は返還しないものとする。ただし、前条第1項第8号の規定により、本協定を解除したときには、ネーミングライツ料の返還について甲乙協議の上、決定する。

（違約金）

第14条 乙は、第12条第1項第1号から第7号の規定に基づき本協定を解除した場合は、違約金を支払わなければならない。この場合における違約金の額は、甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、前項に基づく違約金を指定期日までに支払わないときは、遅延日数につき年3%の割合で計算した額を延滞金として甲に支払うものとする。

（協定変更）

第15条 甲及び乙は、第4条第1項に定める協定期間中、重大な事情の変更が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知し、甲乙誠実に協議の上、協定内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本協定の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、協定内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本協定の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の終了又は解除の後も有効に存続する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本協定上の地位及び本協定から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設置し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義に関する協議)

第18条 本協定の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(裁判管轄)

第19条 本協定に関する紛争に係る訴訟は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 群馬県前橋市荒牧四丁目2番地
国立大学法人群馬大学
学長

印

乙 (住所)
(事業者等名)
(代表者名)

印